「同条第七項に規定する」を削り、「又は」を「若しくは同項第十六号に掲げる会社（同条第十三項に規定する内閣府令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該内閣府令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、同条第十六項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となったことその他同項に規定する内閣府令で定める事実を知った日から一年を超えて当該保険会社若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき、又は」に改め、同項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二　第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行ったとき。

第三百三十三条第一項第七十五号を同項第七十六号とし、同項第七十四号を同項第七十五号とし、同項第七十三号を同項第七十四号とし、同項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十三　第二百七十二条の三十八の二第二項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務（同条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める軽易な業務を除く。）を行ったとき。

附則第一条の二第二項中「第百六条第七項」を「第百六条第四項」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十三条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「この条及び第六章」を「この項、次項、第六章及び第百条第一項第二十四号」に改める。

第五十四条第四項に次の一号を加える。

二十三　農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定めるもの

第七十二条第一項第一号中「もの」の下に「（第八号ロにおいて「信託兼営銀行」という。）」を加え、同項第二号中「（以下」を「（第八号ロにおいて」に改め、同項第三号中「次項第五号」を「第八号ロ」に改め、同項第四号中「次項第六号」を「第八号ロ」に改め、同項第七号中「次項」を「次号ロ並びに次項第二号及び第四号」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあっては、農林中央金庫、その子会社（第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ　従属業務

ロ　金融関連業務（農林中央金庫が証券専門会社、証券仲介専門会社及び有価証券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあっては証券専門関連業務を、農林中央金庫が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合（農林中央金庫が第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあっては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

第七十二条第一項第九号中「当該会社の議決権を、」を削り、「、合算して、」を「合算してその基準議決権数（に、「超えて」を「いう。以下この条において同じ。）を超える議決権を」に改め、同項第十一号中「前各号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「前各号及び次号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に、「第四項に」を「第六項第一号に」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号の三中「又はこれ」を「若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれら」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号の二中「、当該会社の議決権を」を削り、「、合算して、同条第一項に規定する」を「合算してその」に、「超えて」を「超える議決権を」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（農林中央金庫の特定子会社以外の子会社又は農林中央金庫が合算してその基準議決権数を超える議決権を有していないものに限る。）

第七十二条第二項第五号及び第六号を削り、同条第三項中「以外」を「以外の国内」に、「、農林中央金庫又はその子会社による同項第九号又は第九号の二」を「、農林中央金庫又はその子会社による同項第九号から第十一号まで」に改め、同項ただし書中「又は第九号の二」を「から第十一号まで」に改め、同条第四項から第十五項までを次のように改める。

4　農林中央金庫は、第一項第一号から第八号まで又は第十二号から第十四号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下「認可対象会社」という。）を子会社としようとするとき（第一項第十二号に掲げる会社（主務省令で定める会社を除く。）にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5　前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社（第一項第十二号に掲げる会社（前項の主務省令で定める会社を除く。）にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となった認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6　農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となった日から十年を経過する日までの間、当該子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることができる。

一　農林中央金庫が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている子会社対象外国会社（第一項第五号から第八号まで及び第十二号に掲げる会社（同項第八号及び第十二号に掲げる会社にあっては、外国の会社に限る。）、持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。第七十三条第一項において「特例持株会社」という。）又は外国の会社であって持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国特定金融関連業務会社（金融関連業務（第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。第九項において同じ。）のうち主務省令で定めるものを主として営む外国の会社をいい、第一項第八号に掲げる会社を除く。以下同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

二　当該子会社対象会社以外の外国の会社が外国特定金融関連業務会社である場合（前号に掲げる場合を除く。）